

新 法律トラブルを 斬る



回答
古津弘也
弁護士

原則として、遺言書さえあれば、遺産は遺言書の通りに分配されます。死後に禍根を残さないためにも、遺言書の作成をお勧めします。

次に、遺言書の作り方を説明します。作成の方法は何通りがありますが、ここでは代表的な「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について説明します。

Q 自分の死後、わたしたち夫婦と同居する長男に家を、離れて暮らす次男に貯金を残したいと考えています。家族には一応伝えていますが、あらためて遺言書を作つておく方がよいでしょうか。遺言書の作り方も教えてください。

A まず、亡くなった人（被相続人）が、遺言書を作成していなかった場合について説明します。

遺産は法律で決められた割合によって相続されるため、必ずしも被相続人の思い通りに分配されることは限りません。遺産の分配を巡り、相続人の間での話し合いが円滑に行われず、トラブルが発生するケースもあります。

■ 遺言書の作成 ■ 確実な公証人、自筆でも



ただし、相続人には相続できる最低保障部分が設けられており、必ずしも遺言書通りに遺産が分配されるとは限らないといった事情もあります。詳しくは弁護士など法律の専門家に相談してください。

0 ◇ 島根県弁護士会法律相談センター（電話 0852・21・345）
予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時